



FINANCIAL SERVICES

金融サービス

コミュニティバンクから世界的な金融サービスまで、多様で幅広いクライアントを持つ本部門では、金融業務および関連の規制、金融製品に関する長年の経験と深い知見、視野の広さで高く評価されています。

長年にわたり、最も重要な部門のひとつとして、金融サービス業界の多様なビジネスが関わる規制コンプライアンス、コーポレートガバナンス、M&A、複雑な金融取引、訴訟など、幅広い分野の法務サービスを提供しています。

主なクライアント業種

- 地域的、全米、世界的規模の銀行、金融機関
- 連邦、州の銀行および貯蓄機関
- 貯蓄組合と信用組合
- クレジットカードおよびその他の形態の消費者クレジットの発行者
- 支払い処理会社
- 住宅ローン会社および住宅ローン処理サービス
- 保険会社
- 会計事務所
- 投資銀行
- 政府貸付機関
- 年金基金
- ファイナンシャルアドバイザー
- ローン会社
- 不動産投資信託 (REIT)
- 機関投資ファンド

主な分野

- 銀行/貯蓄貸付/信用組合に関する規制
- 銀行および金融機関 - 証券
- ブローカー、ディーラー、投資アドバイザーに関する規制
- コーポレートガバナンスとSOX法
- 資金調達
- 融資、ストラクチャードファイナンス
- 金融サービス業界のM&A
- トレジャリー・マネジメント

関連分野

コーポレート

当部門では、公式・非公式の執行手続、監督契約の交渉、当局の命令の停止および中止請求をはじめ、複雑な規制関連のアドバイスを提供し、州、連邦当局でクライアントを代表しています。また、M&A、普通株式、優先株式、ワラント債の発行による増資、劣後債務等、証券法に関する複雑な問題にアドバイスを提供しています。

新製品開発、カスタマー契約、UCC、諸規制、テクノロジー契約、アウトソーシング契約等、金融機関のマネージメントに関する法務サービスを提供しています。

日々進化するテクノロジーの中で直面するデータ漏洩の調査と対応、データプライバシー契約およびポリシーの作成と交渉、包括的なデータ保護プログラムの設定など、サイバーセキュリティ、データ保護のコンプライアンスに関して、リスクに焦点を当てたアプローチでアドバイスを提供しています。

消費者金融保護局によるTruth in Lending Act、Regulation Z、Real Estate Settlements Procedures Act等の規制に関するアドバイス提供、持株会社の設立、チャーターフリップ、スリフトコンバージョン、また、破産、事業再編、差押え、さらに、不動産、雇用、知的財産など、事業運営に関しても様々な法務サービスを提供しています。

資産担保および無担保の商業ローン、買収の資金調達、資産証券化による資金調達、シンジケート不動産ローン、建設ローン、免税による助成、商業不動産、プロジェクトの資金調達を含む幅広い範囲の貸付およびファイナンス取引の交渉、作成、クローリング、また、債務者による資金調達、クレジットおよび株式取引、公的助成金、債券による資金調達、資産化リース、ディーラーによる資金調達、およびその他のフロアプランアレンジメント等をお手伝いしています。

訴訟部門では金融業界のクライアントの訴訟、仲裁、調停等による紛争解決に豊かな経験を持ち、近年ではEnron、Global Crossingの事件、MadoffやPettersのポンジスキーム等、米国最大級の証券詐欺、処分、企業統制に関する裁判を取り扱っています。

お問い合わせは[日本語でご連絡](#)ください。



山本真理
パートナー

P 312-214-8335
F 312-759-5646



前田千尋
オブ・カウンセル

P 312-214-2107
F 312-759-5646